## 徳島市ふるさと応援寄附金パートナー企業募集要項

#### 1 目的

本要項は、徳島市ふるさと応援寄附金事業について、全国からの寄附を促進するとともに、徳島市の特産品等の魅力を全国へ発信するため、寄附者に贈呈するお礼の品 (以下「返礼品」という。)を提供する「パートナー企業」の募集にあって必要な事項 を定めるものです。

#### 2 パートナー企業のメリット

ふるさと納税のパートナー企業となることにより、事業者にとっては次のようなメリットがあります。

- サイト掲載料や決済手数料、配送料などの負担なしで、EC展開が可能です。
- 選定した事業者及び決定した返礼品は、本市が登録している「ふるさと納税ポータルサイト」(以下「ポータルサイト」という。)で紹介するほか、本市ホームページやパンフレット等に掲載しますので、全国へ向けた新たな販路開発につながります。

なお、紹介・掲載した画像等は、雑誌・新聞・Web等の広告媒体において使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

● 寄附者への返礼品出荷にあたり、事業者のパンフレットを同封していただくことで、自社製品等の販売促進・PRが可能です。

#### 3 応募要件

パートナー企業に応募できるのは、次の要件をすべて満たした者とします。

- 総務省が示す地場産品基準(平成 31 年総務省告示第 179 号)に合致する返礼 品を提供できる企業又は個人事業主であること。
- ◆ 法人市民税(個人事業主は個人市民税)の滞納がないこと。
- 徳島市が採用するポータルサイトへの返礼品の情報掲載に際し、必要な情報を 提供するとともに、徳島市及び徳島市が認める関係者による取材や撮影、立ち 入り調査等に協力できること。
- 事業の運営に関し、徳島市がふるさと納税の中間支援業を発注している事業者 (以下「中間支援事業者」という。)が業務を遂行するにあたり必要な契約等に 応じることができること。
- 代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

## 4 申込方法

#### (1) 申込書類

「徳島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業申込書

#### (2) 申込方法及び申込先

電子メール、郵送・持参のいずれかにより、(1)の申込書類を提出してください。 (電子メール)furusato@city-tokushima.i-tokushima.jp

(郵送・持参) 徳島市企画政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地(市役所10階)

※ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで (土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年の1月3日までを 除く)とします。

#### (3) 申込期間

随時

#### 5 パートナー企業の選定及び契約について

## (1) パートナー企業の選定

申込書類を審査し、選定結果は申込者全員に通知します。

- ※ 申込内容や企業活動等を総合的に判断して、事業者を決定します。
- ※ 申込書の提出をもって、徳島市が関係官公庁へ資格確認に必要な照会を行う ことについて同意したものとみなします。

#### (2) 中間支援事業者との契約について

パートナー企業として選定された事業者については、中間支援事業者と契約を締結していただきます。

なお、ご提供いただく返礼品の情報については、パートナー企業に選定された後、 中間支援事業者が指定する返礼品管理システムへの入力をお願いしています。

#### 6 個人情報の保護

パートナー企業は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならないものとします。

なお、寄附者の個人情報は、その返礼品等の送付以外の目的に使用できません。

#### 7 パートナー企業の取消

選定以降に応募要件を満たしていない(満たさなくなった)ことが判明した場合や、調査を行った結果、法令等違反が明らかになった場合、ふるさと納税の趣旨に則った調査に協力をしない場合は、パートナー企業の取消を行うことがあります。

## (1) 主な取消要件

- 徳島市その他行政機関が行う調査に協力しないとき
- 徳島市その他行政機関からの指導を踏まえた改善が速やかに行われないとき
- 違反が重大で、パートナー企業としての適格性を欠いたとき

#### (2) 損害賠償

(1)の規定により、認定を取り消したことでパートナー企業に生じた損害について、徳島市は何ら賠償ないし補償を行いません。また、取消により徳島市又は第三者に損害が生じた場合、パートナー企業の責任において相手方への損害を賠償しなければなりません。

#### 8 パートナー企業へのお願い

徳島市が作成したお礼のお手紙や、レビューキャンペーンチラシ等のデータを共有 しますので印刷のうえ、返礼品に同梱してください。レビュー数が、次の申込みに繋 がります。徳島市から印刷物を提供することも可能ですので、ふるさと納税担当まで ご連絡ください。

#### 9 返礼品の要件

返礼品にできるのは、次の要件をすべて満たした品とします。

- 総務省が示す地場産品基準に合致すること。
- 徳島市の求めに応じ、返礼品について生産地、加工又は製造地、原材料の産地や原材料に応じた重量等の詳細、加工その他の工程等の内容を客観的に確認でき得る挙証資料により明らかにできること。
- 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
- 返礼品の受注を受けた後、寄附者に対して速やかに返礼品を発送できること。

※詳しくは別紙「返礼品について」を参照してください。

#### 10 問い合わせ先

徳島市 企画政策部 企画政策課 ふるさと納税担当

TEL: 088-621-5085 メール: furusato@city-tokushima.i-tokushima.jp

# 返礼品について

## 1 主な地場産品基準と返礼品の具体例

返礼品は「総務省告示第 179 号第 5 条」に記された地場産品基準に合致していることが必要です。

地場産品基準	返礼品の具体例
徳島市内で生産されたもの	・徳島市内で栽培した野菜 ・徳島市内の牧場で育てた牛肉
徳島市内で原材料の主要な部分が 生産されたもの	・徳島市内で生産した牛乳や果物を100%使用して、徳島市外で製造したジェラート ・原材料の柑橘のうち9割以上に徳島市内で生産 した柑橘を使用したジュース
徳島市内で製造や加工を行い、6割 以上の付加価値が生じているもの	・徳島市内で製造したおせち料理 ・徳島市内で焙煎したコーヒー ・徳島市立食肉センターで屠畜した肉 ・徳島市外で生産された原材料を用いて、徳島市 内の醸造所において醸造した酒
徳島市内で企画立案が行われ、 事業者による証明が付されたもの	・徳島市内で企画立案等を行った電化製品
地場産品基準を満たす品物の割合 が7割以上を占めるセット品	・徳島市内で製造されたそばと徳島市外で製造さ れたそばつゆのセット
徳島市内で提供されるサービス (宿泊を除く)	・阿波おどりなどの公演チケット ・徳島市内のホテルで使えるディナーチケット ・PayPay商品券などの電子チケット
徳島市内で提供される宿泊 (全国チェーン以外)	・徳島市内のホテルの宿泊や食事に使えるクーポ ン券(金額制限なし)
徳島市内で提供される宿泊 (全国チェーン)	・徳島市内のホテルの宿泊や食事に使えるクーポン券(1泊5万円まで)

<sup>※</sup> 総務省の確認があります。

#### 2 調達費用について

## (1) 調達費用の設定について

各返礼品の調達について、徳島市からパートナー企業に対してお支払いするべき 価格(以下「調達費用」という。)を通常の小売価格の範囲内で設定してください。 なお、サイト掲載料や決済手数料、配送料は徳島市で負担します。

#### (2) 寄附金額の設定について

寄附金額は、返礼品の調達費用に応じて徳島市が設定します。

## (3) 価格改定について

寄附申込後に価格改定があった場合でも、市からパートナー企業にお支払いす る調達費用は、寄附申込時点で設定していた価格となります。

調達費用は、商品が発送された翌月に支払いますので、必ず商品発送日から逆 算して、必要に応じ価格改定を行ってください(定期便についても同様です。全 回数分一括の支払いではありませんので、特にご注意ください。)。

また、価格改定の際は、管理運営上、寄附受付を停止する場合があります。即日 反映は出来かねますので、余裕をもってご連絡ください。

#### 3 留意事項

## (1) 返礼品の出荷に関する留意事項

- 申間支援事業者から返礼品の発注を受けた場合は、速やかに出荷作業(梱包 等荷造り)を行ってください。
  - ※ 発注から出荷までの期間は、返礼品ごとに定めます。
- 返礼品の発注については、原則メールによるデータ送信としますので、インターネット環境が必要です。
- 寄附者と発送に関する調整が必要な場合は、事業者及び中間支援事業者の責任において行ってください。
- 返礼品の発送や品質等について寄附者から苦情等あった場合は、真摯に対応 し解決に努めてください。
  - ※ 不在等で返礼品を再調達する場合においても、再調達に係る代金はお支払いしません。
- 提供した個人情報は、業務の目的以外に使用することはできません。

## (2) 定期便に関する留意事項

定期便(一度の寄附で複数回に分けて返礼品を送付)を提供する場合は、次の点についてご留意ください。

- 2 か月定期便から最大 12 か月定期便まで任意に設定できます。なお、寄附申 込の翌月以降に発送を開始していただきます。
- 発送があった翌月に前月発送分の調達費用を支払います。全回数分一括の支払いではありませんので、ご注意ください。
- 定期便の開始後、返礼品の調達費用に変更があった場合でも、寄附申込時点で設定していた価格での支払いとなります。詳しくは「2 調達費用について」を参照してください。

## (3) 食品取扱事業者に関する留意事項

パートナー企業のうち食品を取り扱う事業者は、特に、次の事項にも留意して ください。

- 中間支援事業者の定める衛生基準等を満たしてください。
- ご提供いただく返礼品には、概ね1週間以上の賞味期限を設けてください。
- 地場産品基準及び食品表示法に規定された事項を遵守するとともに、その内容を確認できる書類を保存してください。違反が疑われる場合は、徳島市からの求めに応じて調査に協力しなければなりません。

以上